

【災害情報】（記者発表）東北地方整備局地震災害情報 （第15報）

平成20年6月14日8時43分の岩手県内陸南部を震源とする地震による、東北地方整備局管内の災害情報は次のとおりです。

なお、平成20年度に創設された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、今回初めて岩手県・宮城県へ派遣され、活動しております。

1. 被災情報（18時00分現在の情報）

1) 直轄河川・ダム・砂防・海岸の状況

(1) 河川施設：点検終了。大きな被害報告は無し。(14日終了)

(2) ダム施設：点検の結果、以下の3箇所のダム以外については異常なし。

【石淵ダム】ダム堤体の変状

現在、被災箇所の復旧を進めるとともに、及び監視体制の充実を図っております。

18日：ダム天端において、雨水の浸透防止対策を実施済み。

16日：コンクリート表面遮水部の水中潜水調査を実施した結果、ダムの安全性に大きな問題は認められませんでした。

15日：実施した専門家による現地調査の結果、現時点では、ダムの安全性に大きな問題は認められませんでした。

14日：『石淵ダム現地対策本部』を設置。

照明車1台・Ku-sat（衛星通信装置）1台を現地配備。

【胆沢ダム】

現在、埋塞した下段仮排水トンネル呑口の監視を継続中

19日：付替国道397号のうち被災が確認された箇所について、学識経験者・専門家による現地点検の結果、早急な対応を必要とするような箇所は確認されませんでした。

16日：詳細点検完了。

ダム堤体周辺及び上流貯水池周辺を点検し、付替国道等の一部損傷は確認されたものの、ダム堤体等の主要施設に緊急を要する復旧箇所がないことを確認

14日：緊急点検完了。

ダム堤体右岸上流部の自然斜面法崩れによる下段仮排水路トンネル呑口埋塞を確認し、応急対応で土砂及び倒木除去を行い、下段仮排水トンネルの排水を回復

【鳴子ダム】

点検の結果、取水放流管に亀裂を確認し、応急復旧及び本復旧完了

- (3) 砂防施設：点検の結果、異常なし。(緊急点検14日終了)
- (4) 海岸施設：点検の結果、異常なし。(緊急点検14日終了)
- 2) 直轄国道の規制（現在規制は行われておりません）
点検の結果、段差等を確認。補修は完了し、現在は通行規制解除。
- 3) 港湾
港湾は点検の結果、異常なし
- 4) 国営みちのく杜の湖畔公園
施設・キャンプ場利用者とも被害なし
- 5) 人的被害（東北地方整備局関係者）
胆沢ダム工事現場において被災した作業員1名の死亡を確認

2. 直轄砂防災害関連緊急事業

ヘリコプター等による調査の結果、岩手県内で5箇所、宮城県内で10箇所、計15箇所の河道閉塞が確認されており、その内、決壊や氾濫のおそれが特に高い河道閉塞（天然ダム）3箇所において、緊急工事を実施中。

【事業箇所】

岩手県一関市：北上川水系磐井川流域 市野々原地区

宮城県栗原市：北上川水系迫川流域 浅布地区・小川原地区

20日：市野々原地区（岩手県）において、排水ポンプ総計6台・仮排水路の整備が完了。引き続き、排水ポンプの設置作業を継続するとともに、仮排水路の底面高さをさらに低くしていく掘削作業を予定。

浅布地区・小川原地区（宮城県）においては、仮排水路の整備完了に向けて、鋭意作業を継続中

※なお詳細については、以下ホームページ参照

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/19481_1.pdf

3. 災害対策現地情報収集・連絡職員の派遣について

東北地方整備局では災害対策現地情報収集・連絡職員を派遣し被災地の情報収集を行っています。

派遣先：岩手県・宮城県庁・栗原市・奥州市・一関市

4. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣状況

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が、岩手県・宮城県内の道路について、被害状況調査を行っています。

○土砂災害危険箇所：北上市・奥州市等の調査完了

○道路：第1次（国道398号及び市道）栗原市・一関市を調査完了

第2次（市道橋梁）栗原市・一関市における市道橋梁の調査完了

第3次（国道342号）一関市国道342号の調査完了

○高度技術指導：国道342号の被災箇所復旧のための仮設道路に設置される橋梁等に対する技術支援を実施中

○建築物現地調査：栗原市・大崎市を調査完了

○下水道：栗原市を調査完了

○被災建築物応急危険度判定栗原市を調査完了

※なお詳細については、以下ホームページ参照

http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/iwatemiyagi_jishin/index.html

5. 災害対策本部・支部体制状況（18時00分現在の情報）

1) 東北地方整備局災害対策本部体制状況

平成20年6月14日 8時43分 非常体制

平成20年6月20日 栗原市役所内に災害現地対策本部設置

2) 現在の支部体制は別紙のとおり

問い合わせ先

東北地方整備局 TEL:022-225-2171(代)

[総括]	企画部	企画調整官	吉田 ^{よしだ} _く 敏晴 (内線3112)
[河川関係]	河川部	河川調査官	久米 ^{くみ} _め 英輝 (内線3513)
[道路関係]	道路部	道路調査官	阿部 ^{あべ} 悟 (内線4113)

体制状況（東北地方整備局関係）

6月20日 18時00分現在

県名	事務所・管理所名	区分	防災体制状況		
一	東北地方整備局	総括	注意・警戒・ 非常		
青森県	青森河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	高瀬川河川事務所	河川	注意・警戒・非常		
	津軽ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	浅瀬石川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	青森営繕事務所	営繕	注意・警戒・非常		
	青森港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
	八戸港湾・空港整備事務所	港湾・空港	注意・警戒・非常		
岩手県	岩手河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・ 非常		
	胆沢ダム工事事務所	ダム建設	注意・ 警戒 ・非常		
	三陸国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	北上川ダム統合管理事務所	ダム管理	注意・ 警戒 ・非常		
	釜石港湾事務所	港湾	注意 ・警戒・非常		
宮城県	仙台河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	北上川下流河川事務所	河川	注意・警戒・ 非常		
	鳴瀬川総合開発調査事務所	ダム調査	注意・警戒・非常		
	東北幹線道路調査事務所	道路調査	注意・警戒・非常		
	鳴子ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	釜房ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	七ヶ宿ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	東北技術事務所	支援	注意・警戒・ 非常		
	国営みちのく杜の湖畔公園事務所	公園	注意・警戒・非常		
	塩釜港湾・空港整備事務所	港湾・空港	注意・警戒・非常		
	仙台港湾空港技術調査事務所	支援	注意・警戒・非常		
秋田県	秋田河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	湯沢河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	能代河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	森吉山ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	鳥海ダム調査事務所	ダム調査	注意・警戒・非常		
	玉川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	秋田営繕事務所	営繕	注意・警戒・非常		
	秋田港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
山形県	山形河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	酒田河川国道事務所	河川・道路	注意・警戒・非常		
	新庄河川事務所	河川・砂防・地すべり	注意・警戒・非常		
	長井ダム工事事務所	ダム建設	注意・警戒・非常		
	最上川ダム統合管理事務所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	月山ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	酒田港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
福島県	福島河川国道事務所	河川・砂防・道路	注意・警戒・非常		
	摺上川ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	郡山国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	磐城国道事務所	道路	注意・警戒・非常		
	三春ダム管理所	ダム管理	注意・警戒・非常		
	小名浜港湾事務所	港湾	注意・警戒・非常		
東北地方整備局管内各防災体制別事務所数			1	2	4

ただし、防災体制状況においての各体制の基準は以下のとおり。

体制基準	地震災害時	風水害時
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生した場合 津波注意報が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の発生する恐れがある場合 道路災害発生の恐れがある場合及び通行規制の恐れがある場合 高波浪・高潮の発生する恐れのある場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱又は5強の地震が発生した場合 津波警報（ツナミ）が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による被害が発生又は発生の恐れがある場合 道路に被害が発生した場合及び通行規制を実施した場合、又は、広範囲に道路に被害の発生する恐れのある場合 高波浪・高潮による被害の発生又は発生の恐れのある場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が発生した場合 津波警報（オオツナミ）が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合 道路に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合及び広域的に交通途絶又は通行規制の状況に至った場合 高波浪・高潮により施設に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合